

改正貸金業法の規制緩和を許すな！

本日の日経新聞の一面で政府が消費者金融など貸金業向けに強化してきた規制を緩和する方向で検討すると報じた。「金融危機などの影響で個人事業主の資金繰りが悪化していることを重視し、総量規制の妥当性や激変緩和措置の導入の是非などを議論し、検討結果によっては改正貸金業法の規制強化策を当面凍結することも排除しない。」というのだ。高金利による多重債務の実態が明らかとなり、43都道府県議会及び1136市町村議会での金利引き下げに関する意見書等の採択により、衆参両院ともに全会一致で平成18年に改正貸金業法は成立された。この国民の声によって成立した法律が、消費者金融に優遇されるような規制緩和がなされることを国民が望んでいるとでも思っているのだろうか。与党内では「家計や個人事業者の資金繰りが困難になることから、一定期間は総量規制を凍結すべきである」との意見も出ているというが、平成18年12月に成立・公布された改正貸金業法は、段階的に施行され、収入の3分の1までしか借入が出来なくなる「総量規制」については、3年間もその施行を待っていたのである。今さらの一定期間など意味がない。国民は、借金できる社会を求めているのではない。借金しなくても安心して暮らせる社会を求めているのである。改正貸金業法が完全に施行されなければ、多重債務問題は解決されない。絶対に規制緩和など許してはいけないのだ！